# 新型コロナウイルス感染症にかかる ・ A JA共済 入院共済金等のお支払いについて

#### 今回の見直しの背景について

政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象範囲について、令和4年9月26日(月)以降は全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定されることを踏まえ、JA共済では、令和2年4月から実施しております新型コロナウイルス感染症にかかる入院保障の特別取扱い(以下「みなし入院」)のお支払い対象者について、令和4年9月26日(月)より、以下のとおり見直しました。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### ポイント

## 「みなし入院」のお支払い対象者について

令和4年9月26日(月)以降、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断された方のうち、**重症化リスクの高い以下の方**とします。

#### ● 重症化リスクの高い方 ●

65歳以上の方

入院を要する方

妊娠中の方

重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または 新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方

※令和4年9月25日(日)以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、重症化リスクにかかわらず、従前どおりのお取扱いといたします。

#### 参老 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲 診断日※ ケース 9月25日以前 9月26日以降 か支払対象 お支払対象 入院された場合 お支払対象 お支払対象 重症化リスクの高い方 宿泊・自宅療養された場合 (特別取扱い) 🗙 お支払対象外 お支払対象 上記以外の方

※検査日ではなく、診断日での判断となります。 ※詳しくは、お近くの各支店までお問合せください。